(証券コード8574)
平成21年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町１丁目２番４号
プロミス株式会社
取締役社長　神　内　博　喜

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成21年６月22日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成21年６月23日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都千代田区飯田橋３丁目10番８号
   ホテル メトロポリタン エドモント２階 悠久の間
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第48期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第７号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

4.　議決権行使についてのご案内

(1)　郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年６月22日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

(2)　インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（３～４頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成21年６月22日（月曜日）午後６時までにご行使ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.promise.co.jp/ir/stockholder/generalmeeting.html）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

   【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

   ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成21年６月22日（月曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行株式会社　証券代行部
【専用ダイヤル】 0120－186－417（24時間受付）
＜用紙の請求等、その他のご照会＞ 0120-176-417 （平日午前９時～午後５時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果等

当連結会計年度のわが国経済は、サブプライムローン問題を背景とする世界的な金融危機の深刻化を契機に、企業収益は大幅に減少し景気全体は急速に悪化いたしました。特に輸出は、過去最大の落ち込みを記録し景気悪化の主因となりました。また、生産現場では大幅な減産による非正規労働者の契約打ち切りが相次ぎ、家計は圧迫され個人消費は大きく落ち込みました。

一方、消費者金融業界におきましては、利息返還請求の高止まりや貸金業法の完全施行を見据えた動きから、業界各社は廃業や業容の縮小を余儀なくされるなど、市場全体は縮小し業界を取り巻く事業環境は一段と厳しい状況となりました。

こうした中、当社グループはお客様支持No.1のサービスを提供できる企業グループを目指し、事業環境の急激な変化を踏まえ「消費者金融事業の再構築」と「収益基盤の多角化」を戦略の柱として、収益力の確保と新たな成長基盤の確立に取り組んで参りました。

当連結会計年度の事業別の状況は、次のとおりであります。

①金融事業

金融事業につきましては、債権の良質化に向けた与信の厳格化や、貸付金利の引き下げに伴う利回りの低下等によって利息収入が減少したことから、当連結会計年度の金融事業収益は378,685百万円（前年同期比1.4％減）となりました。

当連結会計年度に取り組んだ主な施策は、次のとおりであります。

＜消費者金融事業の再構築＞

当社グループでは、貸金業法の完全施行を見据えた利益構造への転換を図るべく、消費者金融事業の再構築に取り組んでおります。

具体的には、優良顧客獲得施策の実施や、カウンセリングを中心とした債権回収率の向上に取り組み、貸金業法完全施行後を見据えた債権ポートフォリオの転換を進めて参りました。

三洋信販株式会社とは、ＩＴシステムの統合、チャネルの統廃合・共有化、人員の適正配置を中心に、両社の融合を進めることで経営資源の共有化を図り、コスト構造改革を進めて参りました。

平成21年３月には、ネオラインキャピタル株式会社に、当社の100％子会社で連結子会社であった株式会社タンポートとサンライフ株式会社の全株式、及び当社100％子会社の株式会社パルライフが保有する株式会社セシールクレジットサービス（株式会社パルライフが発行済株式の66.5％を保有）の保有全株式を売却し、また、当社の営業貸付金債権の一部を、ネオラインキャピタル株式会社に譲渡することを当社の取締役会で決議しております。

併せて有人店舗の無人化を中心とした当社店舗の再編を実施することにより、消費者金融事業における要員の効率化とグループ全体の適正配置を進めて参りました。

＜収益基盤の多角化＞

当社グループでは、これまで培ってきたノウハウと提携先企業の持つ強みを融合することで収益基盤の多角化を図り、トップラインの確保に取り組んでおります。

信用保証事業につきましては、株式会社三井住友銀行及びアットローン株式会社を中心に順調に業容は拡大しており、収益源として着実に育ちつつあります。加えて、三洋信販株式会社も、地域金融機関ときめ細やかな信用保証提携ネットワークを構築しており、平成21年３月末現在における当社グループの連結信用保証残高は、494,852百万円となりました。

サービサー事業につきましては、パル債権回収株式会社及び三洋信販債権回収株式会社が、グループ会社や金融機関等からの債権買取りや回収業務の受託を行っており、平成21年３月末現在における２社合算の買取債権残高は24,452百万円となりました。

また、海外事業につきましては、香港とタイの２カ国において消費者金融事業を、台湾ではサービサー事業を展開しており、今後もアジアを中心とした新しいマーケットへの進出を視野に入れております。
加えて、新たなビジネスモデルの構築への取り組みとして、幅広い顧客層を持つ異業種との提携等により、そこで顕在化した資金決済ニーズを獲得していくビジネスも進めております。

②その他の事業
当社グループでは、消費者金融事業で培った経営資源やノウハウを活用し、自社ＡＴＭの開放提携事業や、テレマーケティング事業、金融業向けシステム開発事業等に取り組んでおります。
当連結会計年度におきましては、このような取り組みの結果、その他の事業収益は9,264百万円（前年同期比27.9％増）となりました。

各事業部門別の収益構成は、次のとおりであります。

区分		第 47 期 平成20年３月期		第 48 期 平成21年３月期		前期比増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
金融事業収益	営業貸付金利息	346,726	88.6	322,849	83.2	△23,876	△6.9
	償却債権取立益	6,874	1.8	7,613	2.0	738	10.8
	あっせん収益	3,977	1.0	9,083	2.3	5,106	128.4
	買取債権回収高	10,985	2.8	13,545	3.5	2,560	23.3
	保証事業収益	14,678	3.8	24,933	6.4	10,254	69.9
	その他の金融収益	755	0.2	659	0.2	△96	△12.7
	計	383,998	98.2	378,685	97.6	△5,312	△1.4
その他の事業収益	商品売上高	795	0.2	620	0.2	△175	△22.1
	その他	6,446	1.6	8,644	2.2	2,197	34.1
	計	7,242	1.8	9,264	2.4	2,022	27.9
合計		391,240	100.0	387,950	100.0	△3,290	△0.8

（注）1. 金融事業収益の「その他の金融収益」は、預金利息、貸付金利息（「営業貸付金利息」を除く）などであります。
2. その他の事業収益の「その他」は、不動産賃貸収入、受取手数料収入などであります。
3. 金融事業収益の「償却債権取立益」「あっせん収益」「買取債権回収高」「保証事業収益」及びその他の事業収益の「その他」は、連結損益計算書においては「その他の営業収益」として計上しております。
4. 第47期において、株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス、買う市株式会社（平成20年11月１日付で株式会社カウイチより商号変更）、朝日エンタープライズ株式会社、三洋信販株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社エージーカード、三洋信販債権回収株式会社、三洋アセットマネジメント有限会社及びポケット・ダイレクト株式会社を新たに連結の範囲に含め、普羅米斯顧問股份有限公司を連結の範囲から除いております。なお、朝日エンタープライズ株式会社、三洋信販株式会社及び三洋信販株式会社の連結子会社であるポケットカード株式会社ほか４社の平成19年10月１日から平成20年３月31日（ポケットカード株式会社及びポケット・ダイレクト株式会社は平成19年９月１日から平成20年２月29日）までの収益を含んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの営業収益は、387,950百万円（前年同期比0.8％減）となりました。しかしながら、利益面では、財務体質強化を目的とした利息返還関連の引当金の積み増しや、債権の保守的精査による貸倒処理を起因とした貸倒償却額の増加、株式市場の低迷に伴う退職給付費用の増加等により、営業損失は68,037百万円、経常損失は67,720百万円となりました。

また、保有する有価証券の減損処理に伴う特別損失に加え、厳しい事業環境を踏まえた繰延税金資産の全額取り崩し等によって、当期純損失は125,122百万円となりました。

2.　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,952百万円であります。

そのうち主なものは、サーバーの増設、店舗及び事務所等の新設・移転・改装等によるものであります。

3.　資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、当社は2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債42,000百万円を発行いたしました。また、連結子会社のポケットカード株式会社が債権流動化手法により11,000百万円の調達を行い、更なる資金調達の多様化に努めて参りました。これらの結果、当連結会計年度末における資金調達残高は1,122,839百万円となりました。

4.　対処すべき課題

消費者金融業界におきましては、利息返還請求の高止まりや貸金業法の完全施行を受けての収益力の低下、また、業界の再編・淘汰の更なる加速が懸念されるなど、今後の経営環境は引き続き厳しいものであると認識しております。

このような環境下において、当社グループは、業界のリーディングカンパニーとして貸金業法をはじめとする関係法令を遵守し、中長期的な経営戦略に基づき、収益力の確保と新たな成長基盤の確立に努め、利益構造の転換を推進して参ります。

また、消費者金融業界全体といたしましては、多重債務問題や、法的債務整理及び利息返還請求の高止まり等、看過できない課題もあります。当社グループといたしましても、消費者保護並びに消費者金融業界全体の健全な発展のため、これらの課題解決に向けて努力して参ります。

5.　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(1)　当社は、平成21年３月31日付で、株式会社タンポート及びサンライフ株式会社の全株式（発行済株式総数の100％）を譲渡いたしました。これにより、両社は、当社の連結子会社ではなくなりました。

(2)　当社の連結子会社である株式会社パルライフは、平成21年３月31日付で、株式会社セシールクレジットサービスの全株式（発行済株式総数の66.5％）を譲渡いたしました。これにより、株式会社セシールクレジットサービスは、当社グループの子会社から除外されております。

6.　直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分 ＼ 期　別	第45期 平成18年３月期	第46期 平成19年３月期	第47期 平成20年３月期	第48期 平成21年３月期 (当連結会計年度)
営業収益	百万円 381,297	百万円 368,915	百万円 391,240	百万円 387,950
経常利益 又は経常損失（△）	百万円 70,013	百万円 △201,502	百万円 64,325	百万円 △67,720
当期純利益 又は当期純損失（△）	百万円 42,046	百万円 △378,282	百万円 15,955	百万円 △125,122
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	円 321.38	円 △2,982.86	円 125.81	円 △986.64
営業貸付金残高	百万円 1,580,982	百万円 1,491,835	百万円 1,747,736	百万円 1,539,430
総資産	百万円 1,760,186	百万円 1,569,539	百万円 2,019,055	百万円 1,753,632
純資産	百万円 776,357	百万円 386,171	百万円 418,885	百万円 283,189
１株当たり純資産	円 6,121.14	円 2,987.82	円 2,991.03	円 1,909.65
自己資本比率	％ 44.1	％ 24.1	％ 18.8	％ 13.8

（注）1.　第46期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号 平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号 平成17年12月９日）を適用しております。

2.　第47期において、株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス、買う市株式会社（平成20年11月１日付で株式会社カウイチより商号変更)、朝日エンタープライズ株式会社、三洋信販株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社エージーカード、三洋信販債権回収株式会社、三洋アセットマネジメント有限会社及びポケット・ダイレクト株式会社を新たに連結の範囲に含め、普羅米斯顧問股份有限公司を連結の範囲から除いております。

3.　第47期に連結の範囲に含めた朝日エンタープライズ株式会社、三洋信販株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社エージーカード、三洋信販債権回収株式会社、三洋アセットマネジメント有限会社及びポケット・ダイレクト株式会社は、みなし取得日を平成19年９月30日としております。このため、第47期の営業成績の営業収益、経常利益、当期純利益、１株当たり当期純利益には平成19年10月１日から平成20年３月31日（ポケットカード株式会社及びポケット・ダイレクト株式会社は平成19年９月１日から平成20年２月29日）までの成績を含んでおります。財産の状況には上記の７社の財産が含まれております。なお、財産の状況に含まれる上記の７社の財産の額は、営業貸付金429,929百万円、総資産576,769百万円であります。

4.　第48期において連結子会社であった株式会社タンポート及びサンライフ株式会社の当社保有の全株式を平成21年３月31日付で売却いたしました。このため、財産の状況には上記の２社の財産は含まれておりません。

7.　重要な親会社及び子会社の状況

(1)　重要な親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

(2)　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容	摘要
三洋信販株式会社	百万円 16,268	% 100.0 (100.0)	消費者金融事業	(注)1.
アットローン株式会社	百万円 10,912	% 50.0	消費者金融事業	
ポケットカード株式会社	百万円 11,268	% 42.0 (42.0)	クレジットカード事業	(注)1.2.
株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス	百万円 5,000	% 100.0	信販事業	(注)3.
株式会社エージーカード	百万円 400	% 66.0 (66.0)	クレジットカード事業	(注)1.
パル債権回収株式会社	百万円 500	% 100.0	債権管理回収事業	
三洋信販債権回収株式会社	百万円 500	% 98.6 (98.6)	債権管理回収事業	(注)1.
三洋アセットマネジメント有限会社	百万円 3	% 100.0 (100.0)	債権管理回収事業	(注)1.
株式会社パルライフ	百万円 3,000	% 100.0	不動産管理事業	
株式会社ネットフューチャー	百万円 390	% 100.0	テレマーケティング業、ＡＴＭの保守・管理業、システム開発	
朝日エンタープライズ株式会社	百万円 63	% 100.0	三洋信販株式会社への投資	
ポケット・ダイレクト株式会社	百万円 40	% 42.0 (42.0)	保険代理店業・通信販売業	(注)1.2.
買う市株式会社	百万円 240	% 100.0 (100.0)	インターネットによる各種情報提供サービス業	(注)1.

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容	摘要
PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD.	千香港ドル 45,000	% 100.0	消費者金融事業	
良京實業股份有限公司	千台湾ドル 290,000	% 100.0	債権管理回収事業	
PROMISE(THAILAND)CO.,LTD.	千タイバーツ 560,000	% 100.0	消費者金融事業	

（注） 1.「当社の議決権比率」欄の(　)は内数で、間接議決権比率であります。
2. 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
3. 株式会社Ｄｏフィナンシャルサービスは、前連結会計年度まで持分法の適用範囲に含めておりましたエス・ピー・エフ株式会社（平成20年５月27日付で住商ポケットファイナンス株式会社から商号変更）を平成20年12月１日をもって吸収合併しております。
4. 平成21年３月31日付で、当社の100％子会社であった株式会社タンポートとサンライフ株式会社の全株式をネオラインキャピタル株式会社に売却しております。

8.　主要な事業内容

当社グループは、連結子会社16社、非連結子会社12社、持分法適用関連会社１社から構成されております。当社グループが営んでいる主な事業内容は次のとおりであります。

［金融事業］
金融事業は当社グループの主力事業であり、主に一般消費者に対し簡易な審査での無担保・無保証による小口資金の直接融資（消費者金融事業）を行っております。
また、合わせて金融機関との個人向け無担保ローンの保証業務、債権管理回収事業を行っております。

［その他の事業］
上記のほか、当社グループは、テナントビル賃貸等の不動産業、テレマーケティング業、ＡＴＭの保守・管理業、コンピュータのシステム設計及び運用・開発、インターネットによる各種情報提供サービス業などを行っております。

9.　主要な事業所

(1) 本　社

会　社　名	所　在　地
当　社	東京都千代田区
三洋信販株式会社	福岡本社：福岡市博多区 東京本社：東京都千代田区
アットローン株式会社	東京都港区
ポケットカード株式会社	東京都港区

(2) 営業店舗他

区　　　分	連　　　結	当　　　社
営　　業　　店　　舗	店 1,606	店 1,554
うち有人店舗 うち無人店舗	店 358 1,248	店 306 1,248
自　動　契　約　機	台 1,582	台 1,582
現金自動設備(自社設置分)	台 1,760	台 1,737
ロ　ー　ン　申　込　機	台 206	台 206

(注) 1.　当社の自動契約機数は、単独型1,256台、併設型326台の合計1,582台であります。
2.　当社の現金自動設備（ＣＤ・ＡＴＭ）の他社提携分は120,354台であります。
3.　当社のローン申込機数は、単独型183台、併設型23台の合計206台であります。

10.　従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区　　　分	従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
金　　融　　事　　業	名 4,986	名 △702
そ　の　他　の　事　業	306	10
合　　　計	5,292	△692

(注) 1.　従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員で算出しております。
2.　臨時従業員（パート）の平均雇用人員数（１日８時間勤務として計算した人員数）は、944名でありますが、従業員数には含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	才	年
男性	1,664	△198	38.19	14.40
女性	1,247	△230	32.45	8.82
合計又は平均	2,911	△428	35.62	11.91

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者（男性439名、女性324名）を除き、他社から当社への出向者（男性203名、女性66名）を含む就業人員で算出しております。
2. 臨時従業員（パート）の平均雇用人員数（１日８時間勤務として計算した人員数）は、10名でありますが、従業員数には含まれておりません。

11. 企業集団の主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	283,724
株式会社あおぞら銀行	65,859
住友信託銀行株式会社	57,382
株式会社新生銀行	49,798
日本生命保険相互会社	28,802

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1.　発行可能株式総数

300,000,000株

2.　発行済株式総数

134,866,665株
（うち自己株式8,051,288株）

3.　株主数

12,835名

4.　大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
株式会社三井住友銀行	27,926	22.02
神内良一	10,000	7.89
神内由美子	8,644	6.82
MOXLEY AND COMPANY	5,727	4.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４Ｇ）	4,346	3.43
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） SUB A／C AMERICAN CLIENTS	4,316	3.40
住友信託銀行株式会社	4,000	3.15
NATSCUMCO	3,897	3.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,624	2.86
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS	3,135	2.47

（注）1.　持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
2.　出資比率は、自己株式（8,051千株）を控除して計算しております。
3.　住友信託銀行株式会社の持株数には、退職給付信託として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に拠出している株式3,600千株を含んでおります。

5.　その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式	3,057株
取得価額の総額	5,943,590円

②処分株式

普通株式	713株
処分価額の総額	1,304,147円

③決算期末における保有株式

普通株式	8,051,288株

上記取得株式は、すべて単元未満株式の買取りによるものです。

Ⅲ.　会社の新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成20年７月８日及び平成20年７月９日
新株予約権の数	4,200個
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　14,893,617株
新株予約権の発行価額	無償
行使価額	１株につき2,820円
行使期間	平成27年６月１日から平成27年７月16日まで
新株予約権付社債の残高	42,000百万円

（注）1.　本新株予約権付社債には、当社の判断により、平成23年７月24日から平成27年７月15日までの間のいずれかを取得日として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することが可能な額面現金決済条項が付されております。但し、平成23年７月24日から平成27年４月30日までの間のいずれかを取得日とする場合は、取得通知日の前５取引日以内に終了する20連続取引日にわたり、当社普通株式の終値が転換価額の130％以上であることが条件となります。

2.　本新株予約権付社債には、社債権者の選択により、平成25年７月24日において社債額面金額の105％で繰上償還を請求することが可能な繰上償還条項が付されております。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1．　取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担　　当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 (兼 最高執行役員)	神内博喜		日本貸金業協会会員理事
代表取締役 (兼 副社長執行役員)	久保　健	経営企画部門統轄 兼 総合企画部担当	
取締役 (兼 専務執行役員)	加曽利　勉	営業推進部門、営業企画部門統轄 兼 営業企画部門担当	
取締役 (兼 常務執行役員)	久保出　俊博	関連事業部担当	PAL Investment(Cayman)Co.,Ltd. 代表取締役社長
取締役 (兼 常務執行役員)	岡本　誠	人事部、財務部担当	
取締役 (兼 常務執行役員)	鈴木　哲	営業推進部門担当	
取締役 (兼 常務執行役員)	立石義之	広報部、ＩＴ開発部、 ＩＴ運用部担当	
取締役	渡辺光哲		三洋信販株式会社 代表取締役副社長執行役員
常勤監査役	吉田幸男		
常勤監査役	森　博彰		
常勤監査役	神作守男		

（注）１．　当事業年度中の取締役の就任、退任、地位及び担当等の異動

(1) 就任

平成20年６月24日開催の第47回定時株主総会において、鈴木哲及び立石義之の両氏は新たに取締役に選任され、神内博喜、久保健、加曽利勉、久保出俊博、岡本誠、渡辺光哲の各氏は取締役に再選され、就任いたしました。

(2) 退任

平成20年６月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、取締役市川泰久氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動

平成20年４月１日付

氏　名	異動前	異動後
久保　健	代表取締役（兼 副社長執行役員） 経営企画部門統轄	代表取締役（兼 副社長執行役員） 経営企画部門統轄 兼 総合企画部、広報部担当
加曽利　勉	取締役（兼 常務執行役員） 営業推進部門、営業企画部門担当	取締役（兼 専務執行役員） 営業推進部門、営業企画部門担当
久保出　俊博	取締役（兼 常務執行役員） 海外事業部門担当 兼 海外事業部長	取締役（兼 常務執行役員） 海外事業部門担当
渡辺光哲	取締役（兼 専務執行役員） 社長特命事項担当	取締役

平成20年10月１日付

氏　名	異動前	異動後
久　保　　　健	代表取締役（兼 副社長執行役員） 経営企画部門統轄 兼 総合企画部、 広報部担当	代表取締役（兼 副社長執行役員） 経営企画部門統轄 兼 総合企画部担当
加曽利　　　勉	取締役（兼 専務執行役員） 営業推進部門、営業企画部門担当	取締役（兼 専務執行役員） 営業推進部門、営業企画部門統轄 兼 営業企画部門担当
久保出　俊　博	取締役（兼 常務執行役員） 海外事業部門担当	取締役（兼 常務執行役員） 関連事業部担当
岡　本　　　誠	取締役（兼 常務執行役員） 関連企業部担当	取締役（兼 常務執行役員） 人事部、財務部担当
鈴　木　　　哲	取締役（兼 常務執行役員） 人事部、財務部担当	取締役（兼 常務執行役員） 営業推進部門担当
立　石　義　之	取締役（兼 常務執行役員） ＩＴ企画部、ＩＴ開発部、 ＩＴ運用部担当	取締役（兼 常務執行役員） 広報部、ＩＴ開発部、 ＩＴ運用部担当

2.　常勤監査役森博彰氏及び神作守男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3.　常勤監査役吉田幸男氏は、当社経理部門の責任者としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役森博彰氏は、財務省近畿財務局管財部長を歴任するなどの経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役神作守男氏は、日本銀行考査局考査役を歴任するなどの経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（ご参考）

平成21年５月１日付で、取締役の兼任執行役員としての委嘱業務の変更があり、取締役及び監査役は次のとおりとなりました。

会社における地位	氏　名	担　当
代表取締役社長 （兼 最高執行役員）	神内博喜	
代表取締役 （兼 副社長執行役員）	久保　健	経営企画部門統轄 兼 総合企画部担当
取締役 （兼 専務執行役員）	加曽利　勉	営業推進部門、営業企画部門、債権管理部門統轄
取締役 （兼 常務執行役員）	久保出　俊博	関連事業部担当
取締役 （兼 常務執行役員）	岡本　誠	財務部担当
取締役 （兼 常務執行役員）	鈴木　哲	営業推進部門担当
取締役 （兼 常務執行役員）	立石義之	広報部、ＩＴ開発部、ＩＴ運用部担当
取締役	渡辺光哲	
常勤監査役	吉田幸男	
常勤監査役	森　博彰	
常勤監査役	神作守男	

2.　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	9	215
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	59 (39)
計	12	274

（注）1.　取締役の報酬限度額は（平成14年６月25日株主総会決議）年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は（平成６年６月29日株主総会決議）年額80百万円以内であります。

2.　報酬等の額には、当事業年度中に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額46百万円（取締役８名37百万円、監査役３名９百万円（うち、社外監査役２名６百万円））が含まれております。

3.　上記のほか、平成20年６月24日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対して10百万円支給しております。

4.　当事業年度におきましては、業績に鑑み役員賞与引当金の繰入額計上はございません。

3.　社外役員に関する事項

社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏　　　名	出　席　の　状　況	発　言　の　状　況
森　　博彰	取締役会32回中32回出席	報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。
	監査役会９回中９回出席	
神 作 守 男	取締役会32回中32回出席	報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。
	監査役会９回中９回出席	

Ⅴ．会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称

東陽監査法人

2.　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
(1) 当社が公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	百万円 97
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　当社の重要な子会社のうちポケットカード株式会社、株式会社エージーカード、三洋信販債権回収株式会社、朝日エンタープライズ株式会社、PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD.、良京實業股份有限公司及びPROMISE(THAILAND)CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人又は公認会計士の監査を受けております。

3.　会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の対価は支払っておりません。

3.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合に検討・審議いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築及び適切な運用を重要な経営課題の一つであると認識し、それに向けた関連諸規程の整備や社内組織体制の構築等に取り組んでおります。

なお、当社は、平成18年５月12日に制定いたしました『内部統制システム構築の基本方針』を、平成21年３月31日開催の取締役会において、次のとおり改正することを決議いたしました。

(改正内容の要旨)

平成21年３月31日開催取締役会決議

倫理委員会について、内部統制管理態勢の強化を目的にコンプライアンス委員会へ機能統合。

[内部統制システム構築の基本方針]

平成18年５月12日　施　　行
平成19年12月19日　改正施行
平成20年４月１日　改正施行
平成21年４月１日　改正施行

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第４項第６号)

①当社は、プロミス企業理念及びそれを具現化するための指針を示したプロミス倫理綱領を作成し、それに基づいて体制の整備や継続的な啓蒙活動等に取り組み、グループを挙げて倫理・法令の遵守に努めるものとする。また必要に応じて、外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、法令及び定款の違反行為を未然に防止する。

②当社は、最重要な課題の一つとして、法令遵守及び適正な業務運営を確保するための内部管理態勢の確立及び整備を行う。また、内部管理部門としてリスク統轄部、及び営業統括部を設置し、内部監査部門として監査部を設置する。

③企業倫理確立を推進するために社内外に倫理相談窓口を設置し、法令・社内規定違反や非倫理的行為などに関する相談・通報を受付け、プロミスグループ各社の不正・違反行為の早期発見、早期解決を図る。また倫理相談窓口は、匿名の通報を保障し、取締役の重大なる法令違反、会社の重大なる損失発生、会計及び会計監査に関する事項についても例外としない。

④監査役は、コンプライアンス及びリスク管理体制に留意し、その運用状況についての報告を取締役から随時求め、関係部門及び会計監査人と連携の上、体制を監視し検証する。また必要に応じて、改善等の助言又は勧告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程に基づき、以下の文書について関連資料と共に少なくとも10年間保管し、閲覧可能な状態を維持する。

(ｲ)株主総会、取締役会議事録及び関係書類
(ﾛ)社長通達
(ﾊ)事業報告に関する文書
(ﾆ)有価証券報告書
(ﾎ)会社法上の計算書類及び附属明細書
(ﾍ)稟議書
(ﾄ)重要商業帳簿その他関連の重要文書
(ﾁ)法人税申告書及び附属書類
(ﾘ)法人住民税、事業所税申告書及び附属書類
(ﾇ)重要な契約書、協定書、覚書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）

①当社グループを取り巻く様々なリスクを経営レベルから把握するために、リスク管理委員会を設置し、全社横断的に事故の予防と早期対応を図る。

②認識するリスクは以下の通りに区分し、リスク管理委員会は、事業・業績及び財務状況等に影響を及ぼす、または財務報告に関し虚偽記載が発生する可能性があるリスクを識別・評価・監視する。認識された

リスクは各担当部門において管理する。

(ｲ) リーガルリスク

各種法令・ガイドライン及び行政措置による業務への制約などにより業績に悪影響を及ぼすリスク

(ﾛ) 信用リスク（与信リスク）

顧客の信用変化により発生する債権不良化に伴う資産の減少又は消失により損失を被るリスク

(ﾊ) 財務リスク

運用資産と調達源泉のバランスを欠くことによって、財務構造上の安定を失う、または市中金利上昇や調達環境の悪化が、予測する水準を超えることにより、機動的な調達が困難となるリスク

(ﾆ) レピュテーショナルリスク

マーケットや顧客の間における評判の悪化、消費者金融業界の風評により当社が損失を被るリスク

(ﾎ) オペレーショナルリスク

取締役および使用人の事故・不正や誤謬・業務怠慢などにより損失を被るリスク

(ﾍ) ＩＴリスク

人為的ミスや自然災害等により、発生するシステムトラブルが、当社の提供するサービスに対する信頼性の低下や資産の損失を被るリスク

(ﾄ) イベントリスク

大規模災害等の予測不可能な事象に遭遇することにより損失を被るリスク

(ﾁ) その他のリスク

(ｲ) から (ﾄ) のいずれにも分類されないリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）

①取締役会で選任され、会社の業務執行を委嘱された執行役員は、法令、定款及び各種規程を遵守し、取締役会の決定に従い、委嘱業務の執行を行う。

②執行役員は、次の点に留意して委嘱業務の執行にあたらなければならない。

(ｲ) 会社の方針及び代表取締役の指示に基づき、業務を執行する。

(ﾛ) 取締役及び取締役会に対する連絡・報告を定期的又は必要に応じて行う。

(ﾊ) 各執行役員は、取締役、執行役員、社員と協力し、誠実且つ忠実に執行役員としての自覚と職責を持って業務を遂行し、もって社業の発展に努める。

③業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において詳細を定める。

④経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役会に議事提案する。
その際、必要に応じて取締役等によって構成される経営戦略会議にて審議を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第４号）

①取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、プロミス倫理綱領を定め、コンプライアンス活動に関する最高意思決定機関として、基本方針・遵守基準､倫理綱領の制定・改廃及びグループ全体の計画決定等を行う。

②コンプライアンスに関する企画推進及び社内体制の構築を実現するために、リスク統轄部を設置し、コンプライアンスに関する点検指導、教育、啓蒙活動を通じて、グループ全社のコンプライアンス体制整備と、社員への浸透・定着に向けた活動を行う。

③各部署のコンプライアンスについては、監査部を設置し、その実状について通常監査・特別監査を行う。

④法令等遵守及び適正な業務運営の確保に向けた、内部管理態勢の強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置し、内部管理に係る情報の共有化と課題への機動的な対応を行う。

⑤企業倫理確立を推進するために、社内外に匿名の通報を保障する倫理相談窓口を設置し、社内の不正・違反行為の早期発見、早期解決を図る。

(6) 当社及び子会社・関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第100条第１項第５号）

①関係会社に対する管理は、当社及びグループの経営方針の一環として処理されると共に、次の方針を基本とする。

(ｲ) 関係会社の自主性を尊重しながら、経営に関する連絡・報告等を密にする。

(ﾛ) 当社及び関係会社相互間に発生する経営上の重要事項は、相互信頼のもとに十分協議し、合理的に解決する。

(ﾊ) 当社において、決定した関係会社全般に影響を及ぼす事項については、遅滞なく当該関係会社に伝達する。

②経営管理については、「関係会社管理規程に基づく運用基準」及び「プロミスへの定例報告に関する運用基準」に基づき、承認・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

③企業倫理確立を推進するために、社内外に匿名の通報を保障する倫理相談窓口を設置し、プロミスグループ各社の不正・違反行為の早期発見、早期解決を図る。

④監査役は、連結経営の視点から、グループ会社においてコンプライアンス及びリスク管理体制を含めて内部統制システムが適切に整備され、有効に機能しているかを監視し検証する。また必要に応じて、改善等の助言又は勧告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第１号、会社法施行規則第100条第３項第２号）

①監査役による経営監査の強化を図るべく監査役室を設置し、その使用人は取締役の指揮命令系統から独立して監査役の補助業務を行う。

②監査役室の使用人の人事評価については、監査役会又は監査役会が指名する監査役が行う。

③監査役室の使用人に係る異動、懲戒については監査役会又は監査役会が指名する監査役の同意を得る。

④監査役室の使用人は、業務の執行（監査役室の業務を除く。）に係る役職を兼務しない。

(8) 取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第３号、会社法施行規則第100条第３項第４号）

①取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要事項について、監査役に対し、その都度報告する。また監査役は、必要に応じて、改善等の助言又は勧告を行う。

②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議及び執行役員会その他の重要な会議に必要に応じて出席し、意見を述べることが出来る。また稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対しその説明を求め、意見を述べることが出来る。

③監査役は、法令に定める権限を行使し、関係部門及び会計監査人と連携して、会社業務の妥当性・効率性について監査業務を行う。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注） 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
流動資産	**1,578,934**
現金及び預金	126,580
受取手形及び売掛金	428
営業貸付金	1,539,430
割賦売掛金	83,212
有価証券	11,900
買取債権	25,509
短期貸付金	23,015
繰延税金資産	5,814
求償債権	28,134
その他	30,487
貸倒引当金	△295,578
固定資産	**174,697**
有形固定資産	**67,271**
建物及び構築物	12,449
機械、運搬具及び工具器具備品	4,606
土地	49,960
リース資産	232
建設仮勘定	23
無形固定資産	**67,971**
ソフトウエア	13,564
のれん	54,200
その他	206
投資その他の資産	**39,454**
投資有価証券	21,398
繰延税金資産	2,348
その他	15,707
資産合計	**1,753,632**

負債の部

科目	金額
流動負債	**592,478**
支払手形及び買掛金	11,565
短期借入金	148,403
１年内返済予定の長期借入金	211,537
コマーシャル・ペーパー	20,500
１年内償還予定の社債	57,200
未払法人税等	2,269
賞与引当金	3,572
ポイント引当金	809
債務保証損失引当金	17,443
利息返還損失引当金	87,594
債権売却損失引当金	1,112
事業整理損失引当金	10,176
事業再構築引当金	391
その他	19,903
固定負債	**877,963**
社債	279,537
転換社債型新株予約権付社債	42,000
長期借入金	352,660
債権流動化債務	11,000
退職給付引当金	7,326
役員退職慰労引当金	375
利息返還損失引当金	183,353
その他	1,709
負債合計	**1,470,442**

純資産の部

科目	金額
株主資本	**248,867**
資本金	**80,737**
資本剰余金	**127,332**
利益剰余金	**98,222**
自己株式	**△57,425**
評価・換算差額等	**△6,694**
その他有価証券評価差額金	**△1,463**
為替換算調整勘定	**△5,230**
少数株主持分	**41,016**
純資産合計	**283,189**
負債純資産合計	**1,753,632**

連結損益計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業貸付金利息	322,849	
その他の金融収益	659	
商品売上高	620	
その他の営業収益	63,821	387,950
営業費用		
金融費用	22,034	
商品売上原価	545	
その他の営業費用	433,407	455,987
営業損失		**68,037**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,283	
受取保険金及び配当金	166	
投資事業組合運用益	1	
持分法による投資利益	1,278	
その他	530	3,260
営業外費用		
支払利息	1,321	
支払手数料	500	
貸倒引当金繰入額	821	
事務所移転費用	68	
その他	232	2,943
経常損失		**67,720**
特別利益		
投資有価証券売却益	651	
事業譲渡益	3,192	
賞与引当金戻入額	107	
その他	283	4,236
特別損失		
固定資産除却損	1,648	
固定資産売却損	141	
減損損失	452	
債権売却損失引当金繰入額	1,112	
投資有価証券評価損	3,278	
関係会社株式評価損	5,371	
事業再編損	1,553	
関係会社支援損	276	
その他	421	14,256
税金等調整前当期純損失		**77,740**
法人税、住民税及び事業税	5,282	
法人税等調整額	40,369	45,652
少数株主利益		1,729
当期純損失		**125,122**

連結株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	80,737	138,413	217,327	△57,424	379,054
当期変動額					
剰余金の配当			△5,072		△5,072
連結子会社の減少による資本剰余金の減少		△11,076			△11,076
連結子会社の減少による利益剰余金の増加			11,076		11,076
当期純損失			△125,122		△125,122
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△3		5	1
その他			13		13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△11,080	△119,104	△0	△130,186
当期末残高	80,737	127,332	98,222	△57,425	248,867

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前期末残高	96	△7	172	262	39,568	418,885
当期変動額						
剰余金の配当						△5,072
連結子会社の減少による資本剰余金の減少						△11,076
連結子会社の減少による利益剰余金の増加						11,076
当期純損失						△125,122
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						1
その他						13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,560	7	△5,403	△6,956	1,447	△5,509
当期変動額合計	△1,560	7	△5,403	△6,956	1,447	△135,695
当期末残高	△1,463	―	△5,230	△6,694	41,016	283,189

（注）　平成13年３月期及び平成14年３月期に株式交換により取得した株式会社タンポート及びサンライフ株式会社は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（最終改正　平成13年２月14日　会計制度委員会研究報告第６号）に基づき処理を行い、その後も現在までこの処理を引き継いでおりました。
当社は、当連結会計年度に上記の２社の保有株式をすべて売却し、平成13年３月期及び平成14年３月期に行った処理を解消させたことにより、連結上の資本剰余金が減少し、同額の利益剰余金が増加しております。

連　結　注　記　表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　16社

連結子会社の名称

[国 内]：アットローン株式会社
パル債権回収株式会社
株式会社パルライフ
株式会社ネットフューチャー
株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス
朝日エンタープライズ株式会社
三洋信販株式会社
ポケットカード株式会社
株式会社エージーカード
三洋信販債権回収株式会社
三洋アセットマネジメント有限会社
ポケット・ダイレクト株式会社
買う市株式会社（注）
計 13 社

[海 外]：PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD.
良京實業股份有限公司
PROMISE(THAILAND)CO.,LTD.
計 ３ 社

（注） 平成20年11月１日付で株式会社カウイチは買う市株式会社に商号変更しております。
なお、前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました、株式会社タンポート及びサンライフ株式会社は平成21年３月31日付で当社が保有する全株式を売却したため連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

PROMISE(EUROPE)S.A.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　１社

会社の名称：株式会社モビット

なお、前連結会計年度まで持分法の適用範囲に含めておりました、エス・ピー・エフ株式会社（平成20年５月27日付で住商ポケットファイナンス株式会社より商号変更）は連結子会社である株式会社Ｄｏフィナンシャルサービスを存続会社とする吸収合併により平成20年12月１日をもって解散しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（PROMISE(EUROPE)S.A.他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社の名称	決算日	会社の名称	決算日
買う市株式会社	12月31日	ポケットカード株式会社	２月28日
PROMISE(HONG KONG)CO.,LTD.	12月31日	ポケット・ダイレクト株式会社	２月28日
良京實業股份有限公司	12月31日		
PROMISE(THAILAND)CO.,LTD.	12月31日		

上記連結子会社については、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③買取債権

主に個別法による原価法によっております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

建物（建物附属設備は除く。）

ａ平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

ｂ平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
主に旧定額法によっております。

ｃ平成19年４月１日以後に取得したもの
主に定額法によっております。

建物以外

ａ平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

ｂ平成19年４月１日以降に取得したもの
定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
器具備品及び運搬具	２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

②株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、債権の回収可能性を評価して必要額を計上しております。

②賞与引当金

当連結会計年度末に在籍する使用人に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上することとしております。

④ポイント引当金

一部の連結子会社は、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントによる費用負担に備えるため、当連結会計年度における費用負担見込額を計上しております。

⑤債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑥利息返還損失引当金

顧客等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求があるが、和解に至っていないもの及び過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮し、返還見込額を合理的に見積もり、計上しております。

⑦債権売却損失引当金

債権売却に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑧事業整理損失引当金

関係会社株式の売却に伴い発生する損失のうち、債権売却に係る損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑨事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する店舗統廃合等の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑩退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務の額及び数理計算上の差異については主に発生年度において一括費用処理しております。

一部の連結子会社は数理計算上の差異を翌連結会計年度に一括処理しております。

また、執行役員については別途、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑪役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
また、特例処理の要件を満たす金利キャップ取引及び金利スワップ取引については特例処理に、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ　金利関連

ヘッジ手段

金利キャップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

将来の市中金利上昇が調達コスト（支払利息）の上昇に繋がる変動金利調達

ｂ　通貨関連

ヘッジ手段

通貨スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建社債

・ヘッジ方針

ヘッジ取引は、資金調達における金利の急激な変動が収益に与える影響を軽減化する目的で行うことを基本方針としております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について相関性を求めることにより、有効性を評価しております。
ただし、一部の連結子会社については特例処理によっている金利スワップの有効性の判断を省略しております。

・リスク管理体制

当社は、市場リスクの管理について「財務規程」の中で、財務活動上発生するリスク毎にリスク管理方法を定めた「リスク別管理要項」を設けております。
なお、「リスク別管理要項」は環境の変化に応じて適時見直しを行い、見直しのつど取締役会に報告しております。
また、連結子会社においても同様の体制をとっております。

②収益及び費用の計上基準

・営業貸付金利息

営業貸付金利息は、発生基準により計上しております。
なお、営業貸付金に係る未収利息について、当社及び国内連結子会社は利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しており、在外連結子会社は約定利率により計上しております。

・その他の営業収益

a　保証事業収益

保証事業収益は残債方式により計上しております。

b　総合あっせん収益

(ⅰ)顧客手数料は、残債方式又は、７・８分法により計上しております。

(ⅱ)加盟店手数料は、取扱時に計上しております。

c　個品あっせん収益

(ⅰ)顧客手数料は、残債方式又は、７・８分法により計上しております。

(ⅱ)加盟店手数料は、取扱時に計上しております。

(注)　計上方法の主な内容は次のとおりであります。

残債方式とは、元本残高に対して所定の料率で、手数料を算出して収益に計上する方法であります。

７・８分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日到来のつど収益計上する方法であります。

③のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間で均等償却しております。

ただし、重要性がないものについては、発生年度に全額償却しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、当社は税抜方式、連結子会社は主に税抜方式によっております。当社及び連結子会社は主に固定資産に係る控除対象外消費税等を投資その他の資産の「その他」として連結貸借対照表に計上し、５年間で均等償却を行っております。

5.　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6.　会計方針の変更

会計処理の原則及び手続きの変更

①連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年５月17日　実務対応報告第18号）を第１四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

②リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年３月30日改正)）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年３月30日改正)）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、平成20年３月31日以前に契約を行ったリース契約につきましては、通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。

これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

③買取債権回収高計上方法の変更

その他の営業収益に含まれている買取債権回収高について、一部の国内連結子会社は、従来、買取債権の回収高に買取原価相当額を含めて計上しておりましたが、第２四半期連結会計期間より、回収高に買取原価相当額を含めて計上しない方法に変更しております。

この変更は、当該事象の収益・費用に与える金額的重要性が高まり、当社グループ内の会計処理を統一する必要性が高くなったことを受けて行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業収益及び営業費用がそれぞれ3,956百万円減少しておりますが、営業損失に与える影響はありません。

7.　表示方法の変更

(1)　連結貸借対照表関係

前連結会計年度において区分掲記しておりました「役員賞与引当金」（前連結会計年度末43百万円）は、金額が僅少となったため、流動負債の「その他」（当連結会計年度末16百万円）に含めて表示しております。

(2)　連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」（前連結会計年度195百万円）は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

［連結貸借対照表に関する注記］

1.　担保資産

担保に供している資産

営　業　貸　付　金	58,569百万円
そ　　の　　他	1百万円
計	58,571百万円

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	22,678百万円
長　期　借　入　金	33,816百万円
計	56,494百万円

上記のほか、営業貸付金235,908百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。
これに対応する債務は長期借入金231,631百万円（１年内返済予定96,416百万円含む。）であります。
また、流動資産のその他のうち差入保証金2,707百万円は外貨建社債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ取引（通貨スワップ取引）の担保に、投資有価証券のうち22百万円は営業保証の担保に供しております。

2.　投資その他の資産

投資その他の資産の「その他」に含めた貸倒引当金は379百万円であります。

3.　有形固定資産の減価償却累計額　38,651百万円

4.　保　証　債　務

信用保証業務の保証債務　496,124百万円

保証債務のうち、未収利息が含まれていない保証先がありますが、これは保証先の未収利息不算出のためであります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1.　当連結会計年度末の発行済株式の種類と総数

普　　通　　株　　式　　134,866,665株

2.　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,536	20.00	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,536	20.00	平成20年9月30日	平成20年12月1日

3.　当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1.　1株当たり純資産額　1,909円65銭

2.　1株当たり当期純損失　986円64銭

[減損損失に関する注記]

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用　途	種　類	場　所
遊休資産	土地、建物、構築物、器具備品、リース資産、ソフトウエア及び電話加入権	東京都 福岡県他
営業資産	建物、器具備品、ソフトウエア及び電話加入権	東京都他

(資産をグループ化した方法)
当社グループは、主として事業の種類別セグメントを基準に独立のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産グループを金融事業、賃貸事業、遊休資産等に分類しております。
一部の連結子会社は、管理会計上の区分である一定の地域等を基礎とした地区をグルーピングの最小単位としております。

(減損損失を認識するに至った経緯及び減損損失の金額)
遊休資産については、市場価格が帳簿価額より著しく下落していることにより、また、営業資産については、当該資産グループにおいて営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（452百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、電話加入権167百万円、器具備品83百万円、リース資産69百万円、土地56百万円、ソフトウエア41百万円、建物31百万円、構築物３百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)
回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき、電話加入権については直近の売却実績に基づく価額により評価しております。

[偶発債務に関する注記]

新株予約権付社債の繰上償還債務　2,100百万円
　平成20年７月発行の当社2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（発行総額：42,000百万円）には、新株予約権付社債所持人の選択により平成25年７月24日において社債額面金額の105％である44,100百万円で繰上償還を請求することが可能な繰上償還条項が付されており、当該繰上償還条項に基づき発行総額の５％の2,100百万円を繰上償還債務として認識しております。

貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
流動資産	**1,064,355**
現金及び預金	60,828
営業貸付金	1,016,635
有価証券	11,900
短期貸付金	136,350
前払費用	631
未収収益	9,920
関係会社事業貸付金	3,490
求償債権	17,982
その他	12,762
貸倒引当金	△206,145
固定資産	**133,077**
有形固定資産	**57,060**
建物	8,140
構築物	894
器具備品	3,983
土地	43,809
リース資産	232
無形固定資産	**7,470**
ソフトウエア	7,385
その他	85
投資その他の資産	**68,545**
投資有価証券	7,163
関係会社株式	48,817
長期前払費用	1,004
差入保証金	8,243
その他	3,316
資産合計	**1,197,432**

負債の部

科目	金額
流動負債	**290,587**
１年内返済予定の長期借入金	148,355
１年内償還予定の社債	35,000
未払金	3,827
未払費用	3,221
未払法人税等	271
賞与引当金	2,600
債務保証損失引当金	14,679
利息返還損失引当金	67,400
事業整理損失引当金	10,176
事業再構築引当金	391
その他	4,666
固定負債	**690,860**
社債	225,437
転換社債型新株予約権付社債	42,000
長期借入金	269,341
退職給付引当金	6,589
役員退職慰労引当金	291
利息返還損失引当金	146,900
その他	300
負債合計	**981,447**
純資産の部	
株主資本	**216,767**
資本金	**80,737**
資本剰余金	**127,332**
資本準備金	112,639
その他資本剰余金	14,692
利益剰余金	**66,122**
利益準備金	12,263
その他利益剰余金	53,858
別途積立金	176,700
繰越利益剰余金	△122,841
自己株式	**△57,425**
評価・換算差額等	**△783**
その他有価証券評価差額金	**△783**
純資産合計	**215,984**
負債純資産合計	**1,197,432**

損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
営業貸付金利息	210,481	
その他の金融収益	604	
その他の営業収益	31,972	243,058
営業費用		
金融費用	13,712	
その他の営業費用	286,478	300,191
営業損失		**57,132**
営業外収益		
貸付金利息	776	
受取配当金	690	
受取保険金及び配当金	160	
その他	263	1,890
営業外費用		
支払利息	1,308	
支払手数料	500	
貸倒引当金繰入額	1,783	
事務所移転費用	65	
賃貸借契約解約損	49	
その他	90	3,796
経常損失		**59,039**
特別利益		
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	5	
貸倒引当金戻入額	549	
関係会社清算益	112	
その他	8	715
特別損失		
固定資産除却損	1,415	
固定資産売却損	137	
減損損失	170	
投資有価証券評価損	3,270	
関係会社株式評価損	4,340	
事業再編損	1,541	
事業譲渡損	18,918	
事業再構築引当金繰入額	391	
関係会社支援損	339	
その他	133	30,657
税引前当期純損失		**88,981**
法人税、住民税及び事業税	88	
法人税等調整額	40,900	40,988
当期純損失		**129,969**

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
前期末残高	80,737	112,639	14,696	12,263	176,700	12,200
当期変動額						
剰余金の配当						△5,072
当期純損失						△129,969
自己株式の取得						
自己株式の処分			△3			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△3	—	—	△135,041
当期末残高	80,737	112,639	14,692	12,263	176,700	△122,841

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前期末残高	△57,424	351,813	229	△7	222	352,036
当期変動額						
剰余金の配当		△5,072				△5,072
当期純損失		△129,969				△129,969
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	5	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,012	7	△1,005	△1,005
当期変動額合計	△0	△135,046	△1,012	7	△1,005	△136,051
当期末残高	△57,425	216,767	△783	—	△783	215,984

個　別　注　記　表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2)　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2.　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く。）

①建物（建物附属設備は除く。）

a　平成10年３月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b　平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

c　平成19年４月１日以降に取得したもの

定額法によっております。

②建物以外

a　平成19年３月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b　平成19年４月１日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
器具備品	２～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当事業年度末に在籍する使用人に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。

(4) 利息返還損失引当金

顧客等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求があるが、和解に至っていないもの及び過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮し、返還見込額を合理的に見積もり、計上しております。

(5) 事業整理損失引当金

関係会社株式の売却に伴い発生する損失のうち、債権売却に係る損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(6) 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する店舗統廃合等の損失に備えるため、当事業年度における損失発生見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務の額及び数理計算上の差異については発生年度において一括費用処理しております。

また、執行役員については別途、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たす金利キャップ取引及び金利スワップ取引については特例処理に、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

金利関連

ヘッジ手段

金利キャップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

将来の市中金利上昇が調達コスト（支払利息）の上昇に繋がる変動金利調達

通貨関連

ヘッジ手段

通貨スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建社債

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引は、資金調達における金利の急激な変動が収益に与える影響を軽減化する目的で行うことを基本方針としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について相関性を求めることにより、有効性を評価しております。

(5) リスク管理体制

市場リスクの管理について「財務規程」の中で、財務活動上発生するリスク毎にリスク管理方法を定めた「リスク別管理要項」を設けております。

なお、「リスク別管理要項」は環境の変化に応じて適時見直しを行い、見直しのつど取締役会に報告しております。

6.　収益及び費用の計上基準

営業貸付金利息は、発生基準により計上しております。
なお、営業貸付金に係る未収利息については、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しております。

7.　消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」として貸借対照表に計上し、５年間で均等償却を行っております。

8.　会計方針の変更

会計処理の原則及び手続きの変更

①リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、平成20年３月31日以前に契約を行ったリース契約につきましては、通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。
これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

②システム関連費用に関する会計処理の変更

従来、システム関連費用を中心として、グループ全体での業務効率化を図るために実施している子会社とのシステム共同利用等につきましては、子会社等から受け取る子会社負担費用相当額を当社側の販売管理費と相殺処理しておりましたが、三洋信販株式会社との経営統合により、今後当該処理の重要性が増すと想定されます。このため、当事業年度から受取額を営業収益に、対応する費用相当額を営業費用にそれぞれ計上する方法に変更いたしました。
なお、この変更により、営業収益と営業費用はそれぞれ2,301百万円増加しておりますが、営業損失に与える影響はありません。

9.　表示方法の変更

(1)　貸借対照表関係

前事業年度まで区分掲記しておりました「電話加入権」（前事業年度末203百万円）は、重要性が乏しくなったため、無形固定資産の「その他」（当事業年度末82百万円）に含めて表示しております。

(2)　損益計算書関係

前事業年度まで「受取利息及び配当金」として掲記されていたものは、「受取配当金」の重要性が増したため、当事業年度より「貸付金利息」（前事業年度1,162百万円）、「受取配当金」（前事業年度181百万円）とそれぞれ区分掲記することといたしました。

[貸借対照表に関する注記]

1.　担保資産

担保に供している資産

営業貸付金	58,569百万円
子会社株式	16,981百万円
計	75,550百万円

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	32,678百万円
長期借入金	68,816百万円
計	101,494百万円

上記のほか、営業貸付金235,908百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。
これに対応する債務は長期借入金231,631百万円（１年内返済予定96,416百万円含む。）であります。
また、流動資産のその他のうち差入保証金2,707百万円は外貨建社債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ取引（通貨スワップ取引）の担保に、投資有価証券のうち22百万円は営業保証の担保に供しております。

2.　有形固定資産の減価償却累計額　33,700百万円

3.　関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は次のとおりであります。

短期金銭債権	119,852百万円	長期金銭債権	194百万円
短期金銭債務	2,805百万円	長期金銭債務	15百万円

4.　保証債務

信用保証業務の保証債務　455,608百万円

保証債務のうち、未収利息が含まれていない保証先がありますが、これは保証先の未収利息不算出のためであります。

関係会社の借入金等に対する保証債務　2,685百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業収益	13,166百万円
営業費用	1,935百万円
営業取引以外の取引高	3,030百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	8,051,288株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	19,501百万円
求償権貸倒損失	4,421百万円
貸倒引当金	54,687百万円
未収利息	3,032百万円
賞与引当金	1,057百万円
退職給付引当金	2,646百万円
利息返還損失引当金	87,198百万円
債務保証損失引当金	5,972百万円
事業整理損失引当金	4,140百万円
事業再構築引当金	159百万円
関係会社株式評価損	7,850百万円
繰越欠損金	34,082百万円
その他	1,615百万円
繰延税金資産小計	226,366百万円
評価性引当額	△226,366百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	—百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]

1.　親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	664,986	銀行業	22.03	転籍２名	金銭借入関係	資金の借入	借入 60,000 返済 91,000	長期借入金	85,000
										１年内返済予定の長期借入金	38,000
								利息の支払	2,092	未払費用	58
							業務提携関係	営業債務保証料の受取	7,552	保証債務	276,883
								代位弁済	9,103	—	—

（注）1.　取引条件及び取引条件の決定方針
借入は、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しており、借入利率は一般市中金利となっております。また、債務保証は無担保ローン残高に対するものであり、営業債務保証料や代位弁済基準は、業務提携に関する契約に基づき行っております。

2.　重要な取引のみを記載しております。

3.　上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	アットローン株式会社	東京都港区	10,912	消費者金融事業	50.00	兼任4名	業務提携関係	営業債務保証料の受取	9,202	保証債務	118,997
								代位弁済	14,649	—	—
子会社	株式会社Doフィナンシャルサービス	東京都港区	5,000	信販事業	100.00	兼任5名	金銭貸付関係	資金の貸付	貸付 7,890 返済 7,200	関係会社事業貸付金	3,490
								利息の受取	69	—	—
							物品売買関係	ソフトウエア等購入	1,625	—	—
子会社	パル債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回収事業	100.00	兼任6名	金銭貸付関係	資金の貸付	貸付 9,200 返済 4,700	短期貸付金	4,500
								利息の受取	125	—	—
子会社	買う市株式会社	東京都港区	240	インターネットによる各種情報提供サービス業	100.00	兼任4名	金銭貸付関係	資金の貸付	貸付 600	短期貸付金(注2)	2,340
								利息の受取	39	—	—
							債務保証	リース債務に対する債務保証料の受取	0	保証債務	7
子会社	朝日エンタープライズ株式会社	東京都千代田区	63	三洋信販株式会社への投資	100.00	兼任4名	金銭貸付関係	利息の受取	457	短期貸付金	100,022
子会社	PROMISE (THAILAND) CO.,LTD.	タイバンコク	千タイバーツ 560,000	消費者金融事業	100.00	兼任3名	債務保証	借入金に対する債務保証料の受取	4	保証債務	2,677
子会社	株式会社全日本情報センター	大阪市中央区	10	株式会社モビットへの投資	60.00	兼任2名	金銭貸付関係	利息の受取	5	短期貸付金	1,326
							配当	配当金の受取	94	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針
子会社への貸付利率は、原則として市場金利及び当社の調達コストを勘案して決定しており貸付条件は期間1年の随意返済としております。
借入金及びリース債務に対する債務保証料は平均保証残高の0.10%となっております。
営業債務保証料及び代位弁済額は、業務提携に関する契約に基づき、協議の上で算定しております。
2. 短期貸付金に対し、1,824百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において962百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. 重要な取引のみを記載しております。
4. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

[１株当たり情報に関する注記]

1.　１株当たり純資産額　1,703円13銭
2.　１株当たり当期純損失　1,024円85銭

[減損損失に関する注記]

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用　途	種　類	場　所
遊休資産	器具備品及び 電話加入権	東京都他

(資産をグループ化した方法)
当社は、金融事業の用に供している資産について金融事業全体で１つの資産グループとし、また、金融事業の用に供していない遊休資産についてはそれぞれの物件毎に１つの資産グループとしております。

(減損損失を認識するに至った経緯及び減損損失の金額)
遊休資産については、市場価格が帳簿価額より著しく下落していることにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（170百万円）として特別損失に計上しております。
その内訳は、電話加入権101百万円、器具備品69百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)
回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については直近の売却実績に基づく価額により評価しております。

[偶発債務に関する注記]

新株予約権付社債の繰上償還債務　2,100百万円
　平成20年７月発行の当社2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（発行総額：42,000百万円）には、新株予約権付社債所持人の選択により平成25年７月24日において社債額面金額の105％である44,100百万円で繰上償還を請求することが可能な繰上償還条項が付されており、当該繰上償還条項に基づき発行総額の５％の2,100百万円を繰上償還債務として認識しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

プロミス株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　長友滋尊　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　能勢　元　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、プロミス株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロミス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．会計方針の変更に記載されているとおり、一部の国内連結子会社は、当連結会計年度より買取債権回収高の計上方法を変更している。

２．偶発債務に関する注記に記載されているとおり、新株予約権付社債の繰上償還条項に基づく繰上償還債務として、発行総額の５％である2,100百万円を偶発債務として記載している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月14日

プロミス株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　長友滋尊　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　能勢　元　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、プロミス株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度よりシステム関連費用に関する会計処理を変更している。

２．偶発債務に関する注記に記載されているとおり、新株予約権付社債の繰上償還条項に基づく繰上償還債務として、発行総額の５％である2,100百万円を偶発債務として記載している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、出席監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び内部管理部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成21年５月19日

プロミス株式会社　監査役会

常勤監査役　吉　田　幸　男　㊞

常勤社外監査役　森　　博　彰　㊞

常勤社外監査役　神　作　守　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の繰越利益剰余金の損失を処理するため、会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり別途積立金を取り崩したいと存じます。

なお、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、当期末配当金につきましては、無配とさせていただきたいと存じます。

剰余金の処分に関する事項

(1)　減少する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　　130,000,000,000円

(2)　増加する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　130,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第６条第１項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第７条、第９条第２項、第11条第３項）

　ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から１年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。

(2) 決済合理化法附則第２条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条、第11条第３項）

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
(株券の発行)	
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第９条　（条文省略）	第８条　（現行どおり）
２．当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（単元未満株式の買増し） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株主名簿管理人） 第11条　（条文省略） ２．（条文省略） ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第12条～第37条　（条文省略）	第11条～第36条　（現行どおり）
（新設）	（附則）
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新設）	第２条　前条および本条は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもって前条および本条を削るものとする。

第３号議案　取締役１名選任の件

取締役岡本誠氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては退任取締役の補欠として取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、第２号議案が原案どおり承認可決された場合の当社定款第20条第２項の定めにより、在任取締役の任期が満了する平成22年の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
田代智彦（たしろともひこ） （昭和30年８月26日生）	昭和55年４月　住友信託銀行株式会社入社 平成15年６月　同社ローン推進部長 平成17年10月　同社本店営業第三部長 平成21年５月　当社顧問 平成21年６月　当社常務執行役員（現任）	0株

（注）　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役吉田幸男氏及び神作守男氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては退任監査役の補欠として監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、第２号議案が原案どおり承認可決された場合の当社定款第28条第２項の定めにより、監査役候補者赤迫禎之氏は監査役吉田幸男氏の補欠として平成23年の定時株主総会終結の時まで、また、監査役候補者安永隆則氏は監査役神作守男氏の補欠として平成22年の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	あか さこ よし ゆき 赤　迫　禎　之 （昭和29年８月24日生）	昭和53年３月　当社入社 平成11年４月　当社北海道支社企画部長兼業務部長 平成19年10月　当社考査部長（現監査部長） 平成21年５月　当社人事部主幹（現任）	460株
2	やす なが たか のり 安　永　隆　則 （昭和28年５月17日生）	昭和52年４月　日本銀行入行 平成11年９月　同行福島支店長 平成19年３月　同行仙台支店長 平成20年８月　同行退職 平成20年９月　株式会社ユニマットホールディング代表取締役社長 平成21年１月　同社退任	0株

（注）1.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　安永隆則氏は社外監査役候補者であります。

3.　安永隆則氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験及び経営者としての幅広い見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数
小宮山（こみやま）　澄枝（すみえ） （昭和35年２月20日生）	昭和59年10月　司法試験合格 昭和62年３月　最高裁判所司法研修所司法修習修了 昭和62年４月　弁護士登録 　　　　　　　片岡総合法律事務所勤務 平成８年１月　同事務所パートナー就任 平成18年11月　小宮山澄枝法律事務所開設（現在に至る）	0株

（注）1.　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　候補者は補欠の社外監査役として選任するものであります。

3.　候補者を補欠社外監査役候補者とし、また社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、弁護士としての豊富な経験、実績を高く評価したものであり、当社とは利害関係のない見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役を辞任されます岡本誠氏並びに監査役を辞任されます吉田幸男氏及び神作守男氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
岡　本　誠	平成19年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
吉　田　幸　男	平成17年６月　当社常勤監査役（現任）
神　作　守　男	平成18年６月　当社常勤監査役（現任）

また、当社は経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成21年５月11日開催の取締役会にて年功報酬的意味合いの強い役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い在任中の取締役７名及び監査役１名に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたく存じます。

なお、支給の時期は、取締役又は監査役の退任の時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

該当する取締役と監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
神　内　博　喜	昭和62年３月　当社取締役 平成４年４月　当社常務取締役 平成９年６月　当社専務取締役 平成10年３月　当社代表取締役専務取締役 平成11年４月　当社代表取締役社長 平成14年６月　当社代表取締役社長最高執行役員（現任）
久　保　　　健	平成19年６月　当社代表取締役副社長執行役員（現任）
加曽利　　　勉	平成７年６月　当社取締役 平成14年４月　当社常務取締役 平成15年４月　当社取締役常務執行役員 平成20年４月　当社取締役専務執行役員（現任）
久保出　俊　博	平成18年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
鈴　木　　　哲	平成20年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
立　石　義　之	平成20年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
渡　辺　光　哲	平成７年６月　当社取締役 平成12年４月　当社常務取締役 平成15年４月　当社取締役常務執行役員 平成16年５月　当社取締役専務執行役員 平成20年４月　当社取締役（現任）
森　　　博　彰	平成15年６月　当社常勤監査役（現任）

（ご参考）

当社は、執行役員及び一定の顧問に対しても退職慰労金制度を設けておりますが、本議案をご承認いただいた場合、当社取締役を兼務しない当社執行役員及び一定の顧問に対し、退職慰労金制度を廃止し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給する予定です。

第７号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬制度は①固定報酬として平成14年６月25日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の額（年額300百万円以内）及び平成６年６月29日開催の第33回定時株主総会においてご承認いただきました監査役の報酬の額（年額80百万円）と②業績連動報酬として毎期の業績に基づき当社所定の基準に従い算出する年次賞与（今期は業績を鑑み支給なし）と③退任時に株主総会で都度ご承認いただく役員退職慰労金の３つで構成されております。

今般、当社は経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成21年５月11日開催の取締役会にて年功報酬的意味合いの強い役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

あわせて、廃止する退職慰労金の単年度引当額の半額の経済価値を当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役（社外取締役除く）に対する株式報酬型ストックオプションを新たに導入する方針を決議いたしました。

なお、監査役についてはその職務の性質に鑑み、株式報酬型ストックオプションの対象とはいたしません。

つきましては、平成14年６月25日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の額（年額300百万円以内）とは別枠で、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬として、年額27百万円以内とし、この上限額を割当日における新株予約権１個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算定した公正な評価単価で除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）をもって、年間の新株予約権割当上限個数とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は８名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は同じく８名となります。

取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権の割当て時点の当社の単元株式数（現在は、50株）とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額（発行価額）

各新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方法により算定した価額とする。なお、新株予約権の交付を受けた各取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使可能期間

継続勤務要件は付さず、当社の取締役、監査役、執行役員又は一定の顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から５年以内に新株予約権を行使できるものとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(6) その他

その他、条件の詳細については、取締役会において決定するものとする。

（ご参考）

　本議案をご承認いただいた場合に当社取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のほか、当社取締役を兼務しない当社執行役員及び一定の顧問に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、会社法の規定に基づき当社取締役会の決議により発行する予定であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都千代田区飯田橋３丁目10番８号
ホテル　メトロポリタン　エドモント２階　悠久の間
電話　０３（３２３７）１１１１

飯田橋ランプ
水道橋
外堀通り
神田川
首都高速５号池袋線
JR水道橋駅
西口出口
大江戸線飯田橋駅
飯田橋
歩道橋
住友不動産飯田橋
駅前ビル
JR貨物
大和ハウス
本社ビル
モスバーガー
ホテル
メトロポリタン エドモント
東京区政会館
東西線飯田橋駅
東京
しごと
センター
日本大学法学部
有楽町線飯田橋駅
南北線飯田橋駅
セントラルプラザ（RAMLA）
JR飯田橋駅
飯田橋
プラーノ
飯田橋二丁目
薬局
神楽坂下
日本歯科大学
附属病院
東京大神宮
歩道橋
暁星学園・小
目白通り
ゼネラル
石油SS
西神田ランプ
東京ルーテル
センター教会
早稲田通り
暁星学園・中
暁星学園・高
日本歯科
大学
神田川
ホテル
グランド
パレス
和洋九段
女子中・高
九段下
九段下駅
東京
逓信病院
田安門前

主要交通機関	ＪＲ	総武線	「飯田橋駅」東口出口より徒歩５分
			「水道橋駅」西口出口より徒歩５分
	地下鉄	東西線	「飯田橋駅」Ａ５出口より徒歩２分
		有楽町線 南北線 大江戸線	「飯田橋駅」Ａ２出口より徒歩５分
		半蔵門線 都営新宿線	「九段下駅」３出口より徒歩７分